

建築材料評価 評価基準の見直し（煙突用成形ライニング材）

平成29年11月1日

評価の対象とした煙突用成形ライニング材は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」20章2節に規定する煙突用成形ライニング材とし、コンクリート打込み用を対象としている。

使用用途に対する適用安全使用温度は下記のとおりとしている。

使用用途	給湯用ボイラーの排気 暖房用ボイラーの排気	自家発電用内燃機関の排気 (ディーゼル機関対応、ガスタービン 機関対応)
適用安全使用温度	上限温度 400℃まで 下限温度 申請者規定による	上限温度 650℃まで 下限温度 申請者規定による